

令和7年9月30日

お客さま各位

佐賀西信用組合

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取組みについて②

預金払戻請求書等による当座預金払戻しの取扱い開始と当座勘定規定改定のお知らせいたします。

当組合では、当座預金の払戻請求書等による払戻しの取扱いを開始いたします。また、取扱開始にあたり、当座勘定規定を下記のとおり改定いたします。尚、改定日以前に当座預金をご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

記

1. 実施内容

(1)	預金払戻請求書等による当座預金払戻しの取扱い開始	★払戻し方法について お取引店の店頭等での当座預金からの払戻しについては当組合所定の払戻請求書への記名押印のうえ、ご提出いただくことで、小切手を振り出すことなく払戻しが可能となります。 ★留意点 小切手同様に払戻請求書等による払戻しのお取扱いは口座開設店に限ります。小切手の振出のようにお取引先等の第三者への譲渡はできませんのでご注意ください。
(2)	当座勘定規定の改定	預金払戻請求書等による当座預金払戻しの取扱い開始するため、当座勘定規定を改定します。 詳しくはこちらをご覧ください。

2. 実施日

令和7年11月4日（火）から実施させていただきます。

ご不明な点は、当組合お取引店舗までお問合せください。